総 統 企 第 11号 平成17年1月14日

統計審議会会長 美 添 泰 人 殿

> 総務大臣臨時代理 国務大臣伊藤 達也

諮問第298号

平成17年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について

統計法施行令(昭和24年政令第130号)第1条の3の規定に基づき、別添「平成17年医療施設調査の実施計画(案)及び平成17年患者調査の実施計画(案)」について、統計審議会の意見を求める。

## 理 由

厚生労働省は、平成17年に実施を予定している医療施設調査(指定統計第65号を作成するための調査)について、医療提供体制の整備状況及び医療情報の活用・提供等の実態をより的確に把握するため、調査事項の変更を行うとともに、平成17年に実施を予定している患者調査(指定統計第66号を作成するための調査)について、疾病構造の変化や医療施設の機能分化を踏まえ、患者の傷病状況等の実態を的確に把握するため、標本設計の見直し等を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、諮問第283号の答申「平成14年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」を踏まえ、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的実施、報告者負担の軽減等の観点から検討する必要がある。